

## 公益財団法人新宿未来創造財団 令和2年度第1回理事会議事録

### 1. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容

議案第1号 令和2年度第1回評議員会の招集について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条の規定に基づき、令和2年度第1回評議員会を招集すること。

議案第2号 令和元年度事業報告及び計算書類等の承認について

理事会運営規程第16条第1号ス及び経理規程第25条に基づき、令和元年度事業報告及び計算書類等を承認すること。

議案第3号 令和元年度業績係数の決定について

ライン職職員給与規則第27条第2項、スタッフ職職員給与規則第27条第2項及び契約職員就業規則第57条第2項に関する令和元年度の業績係数を決定すること。

議案第4号 令和2年度資金運用計画の変更について

令和元年度公益財団法人新宿未来創造財団第5回理事会議案第20号（令和2年3月9日）により決定した、令和2年度資金運用執行方針及び運用計画を変更すること。

議案第5号 令和2年度事業計画及び収支予算の補正について

理事会運営規程第16条第1号シ及び経理規程第17条第3項に基づき、令和2年度事業計画及び収支予算を補正すること。

### 2. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の提案者

理事長 永木秀人

### 3. 理事会の決議があったものとするみなされた日

令和2年7月22日

### 4. 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 永木秀人

### 5. 理事総数13名の同意書

別添のとおり。

### 6. 監事総数3名の異議がないことを証する書類

別添のとおり。

令和2年7月20日、理事長永木秀人が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和2年7月22日に理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得た。そのため、定款第35条第2項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和2年7月22日

公益財団法人 新宿未来創造財団  
理事長 永木 秀人